

秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会設置規約

(設置)

第 1 条 秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）規約第 6 条の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 分科会は、次に掲げる委員 25 人以内をもって組織する。

- (1) 市長が指名する秋田市職員
- (2) 関係する公共交通事業者およびその組織する団体、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体ならびに道路管理者が推薦・指名する者
- (3) 秋田県警察の指名する者
- (4) 住民又は利用者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者
- (7) その他の分科会の運営上必要と認められる者

2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長)

第 3 条 分科会の会長は、協議会の会長とする。

2 会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 分科会は、会長が招集する。

2 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、

その議事において議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、分科会の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 学識経験者として委嘱された委員以外の委員は、分科会に代理人を出席させることができる。

（公開）

第 5 条 分科会は、原則として公開とする。

（その他）

第 6 条 この規約に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、分科会が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 19 年 12 月 20 日から施行する。

（任期の特例）

- 2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。